

52 「障害をもつ米国人法」に学ぶ

欧米では、仕事場でも、学校でも、町でも、リゾート地でも、車いすの人にはしばしば会う。初めは、人種の差が原因で、こうした障害が多いのかと疑う。だが、何度も日本と往復していると気づく。日本では、町や交通機関が車いすを拒否している。だから、車いすの人々が外に出られないのだ。

車いすに限らず、障害をもった人が社会に参加できるかどうかは、社会の側の受け入れ態勢次第だ。そのことは、諸外国ではかなり前から常識になりつつある。

「障害をもつアメリカ人法（ADA）」が米連邦議会を通過した。体や心に障害や病気をもち人々に「社会に参加する権利」を保障し、そのために必要な条件の整備を企業や政府に義務つけた法律だ。

ブッシュ大統領は、「これは障害をもつ数十

万のアメリカ人のための独立宣言だ」という声明を直ちに発表した。今週にもこの法律に署名するといふ。

その多くは北欧ではすでに実現しているが、福祉の遅れた競争社会の米国で、障害をもつ人に北欧なみの権利が法で保障された意味は大きい。日本が学ぶことは少なくない。

その第一は、日本の各地で障害をもつ人々が請願をくり返している「悲願」が、この法律で「当然の権利」とされていることだ。

駅、バス、鉄道、学校はもちろん、レストラン、バー、ホテル、保育所、スーパー、小売店、美容院、映画館、ガソリンスタンドなど、だれもが使つ施設やサービスは、車いすの人や目や耳の不自由な人が利用できるものに改善しなければならない。それが民間経営のものであっても、である。

●これは

『障害者と障害をもつ人』

この法律の原名は、Americans with Disabilities Act of 1990、略してADAです。

翻訳の中で最悪だったのは、「身体障害者保護法」です。二重に間違っているのです。第一の誤りは、障害イコール身体障害という先入観。第二は、この法律をつくった人々が「障害者」(Disabled Person)という言葉をなぜ避けただか、なぜ、「保護」や「慈善」ではなく、「権利」を求めてきたのか、その歴史的背景を無視した訳だからです。

Disabled Americanでなく、American With Disabilitiesと表現する。それには、障害者というレッテルを貼るのではなく、「障害」という一つの個性とともにあるアメリカ国民」というニュアンスが込められています。

障害や病気を理由に雇用差別することも禁止された。従業員十五人以上の企業では、企業の費用で障害をもつ人が働けるように設備を整えなければならない。電話会社は、耳の不自由な人がいつでもだれでも電話できるように特別サービスすることになった。

違反すれば、公民権法違反なみの罰則が待っている。

参考にすべき第二は、この法律の大筋が障害をもつ人々自身の手でつくられたことだ。米国には、「障害についての全米評議会」という独立した政府機関があつて、今、十五人の委員の過半数が当事者だ。この評議会の勧告「自立に向かって」が、今回の法案提出の引き金になった。法案づくりにも障害をもつ専門家たちが活躍した。リハビリテーション法などによって高等教育の機会を保障され、学問を身につけた人々が、仲間のためにそれを生かしたのだ。

もう一つ見逃せないのは、この法律の成立

を願つ人々が、障害の種類をこえ、年の差をこえて、一つの目的に向かって団結したことだ。出費を強いられるバス会社や電話会社が法案を骨抜きにしよつと議会の動きかけ、政府部内からも「中小企業の死活問題だ」などと反対の声が上がつたが、障害をもつ人々や支援者たちは、議員に手紙を書き、議場に座り込んで、成立にきまつけた。

法案提出者の一人、トム・ハーキン議員は上院の採決を前にして、「隔離と不平等の時代は終わった」と手話で演説した。

欧州共同体(EU)も、「開かれた社会で自立して生活するための行動計画」を策定し、その実現に向かって動きだしている。

だが、日本の障害をもつ人々は言う。「電車に乗ろうと思つても駅は階段ばかり。家を借りようとしても不動産屋から断られる。差別が大手を振っている」

日本も「隔離と不平等」から「自立と権利保障」に向かって歩き始める時である。

●一五七ページに関連する本
『車椅子ケースワーカーの七六〇日』近藤秀夫著、自治体研究社、96

●その後——本
『ADAの衝撃』八代・富安編、学苑社、91

『生きざま政治のネットワーク——障害者と議会参加』堀利和編著、現代書館、95

『ハンデイをもつ子どもの権利』小笠原著、岩波ブックレット、96

『イギリスの障害者福祉——障害者のエンパワーメント』小川喜道著、明石書店、98